

○ 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

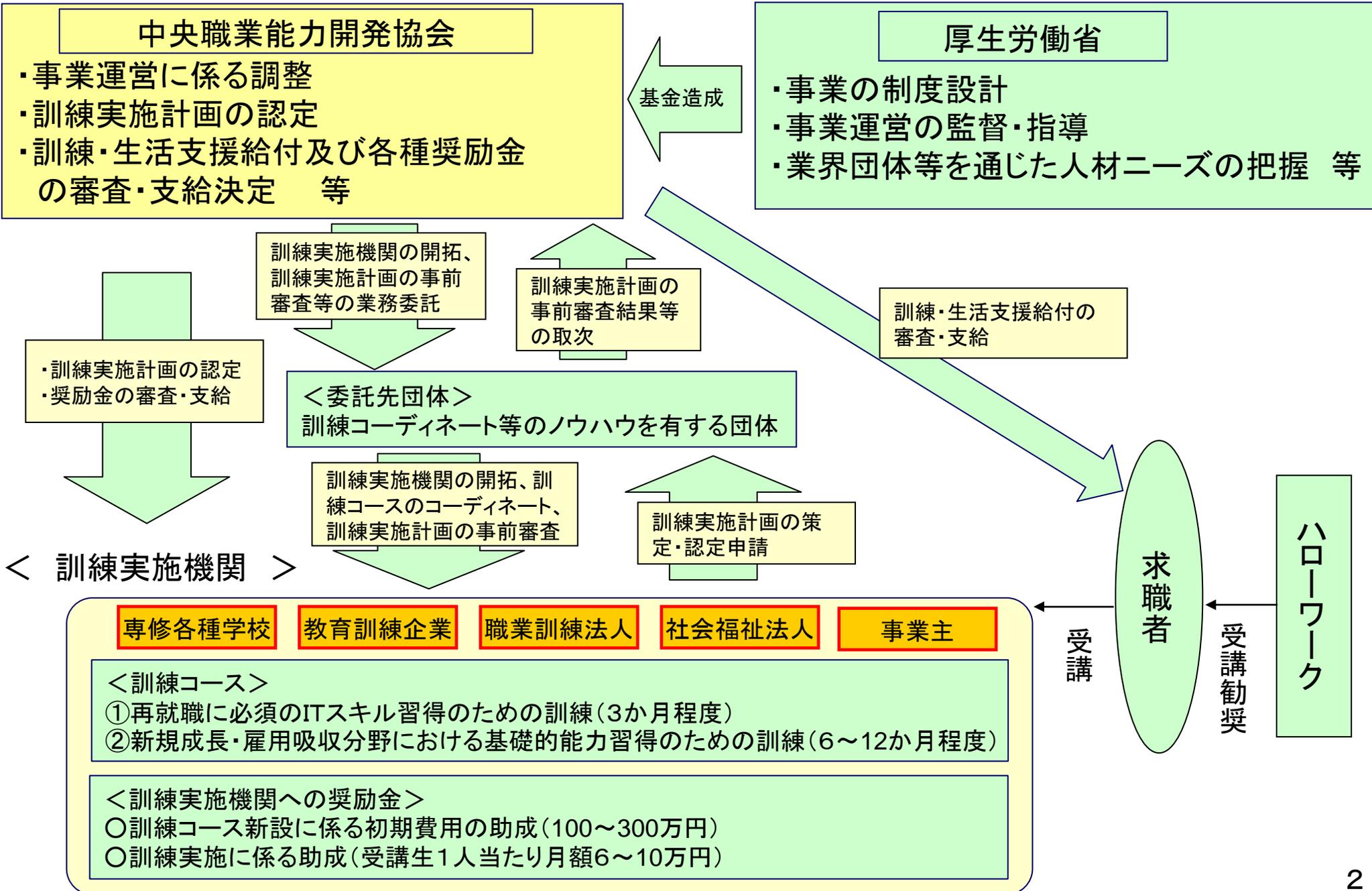
【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

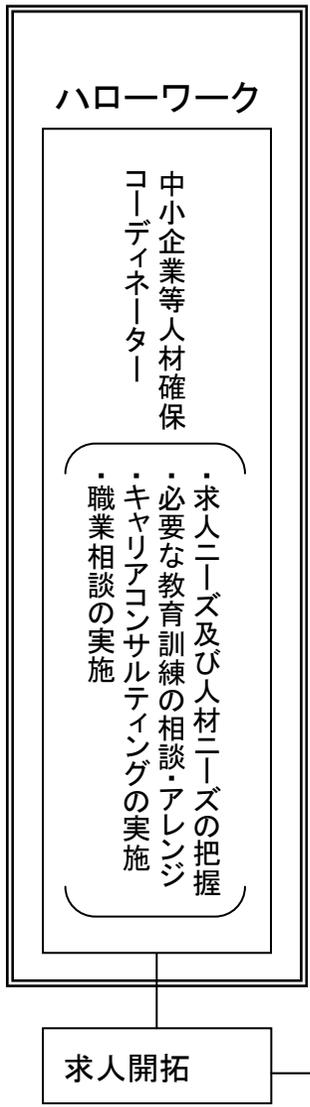
★ 緊急人材育成支援事業の概要



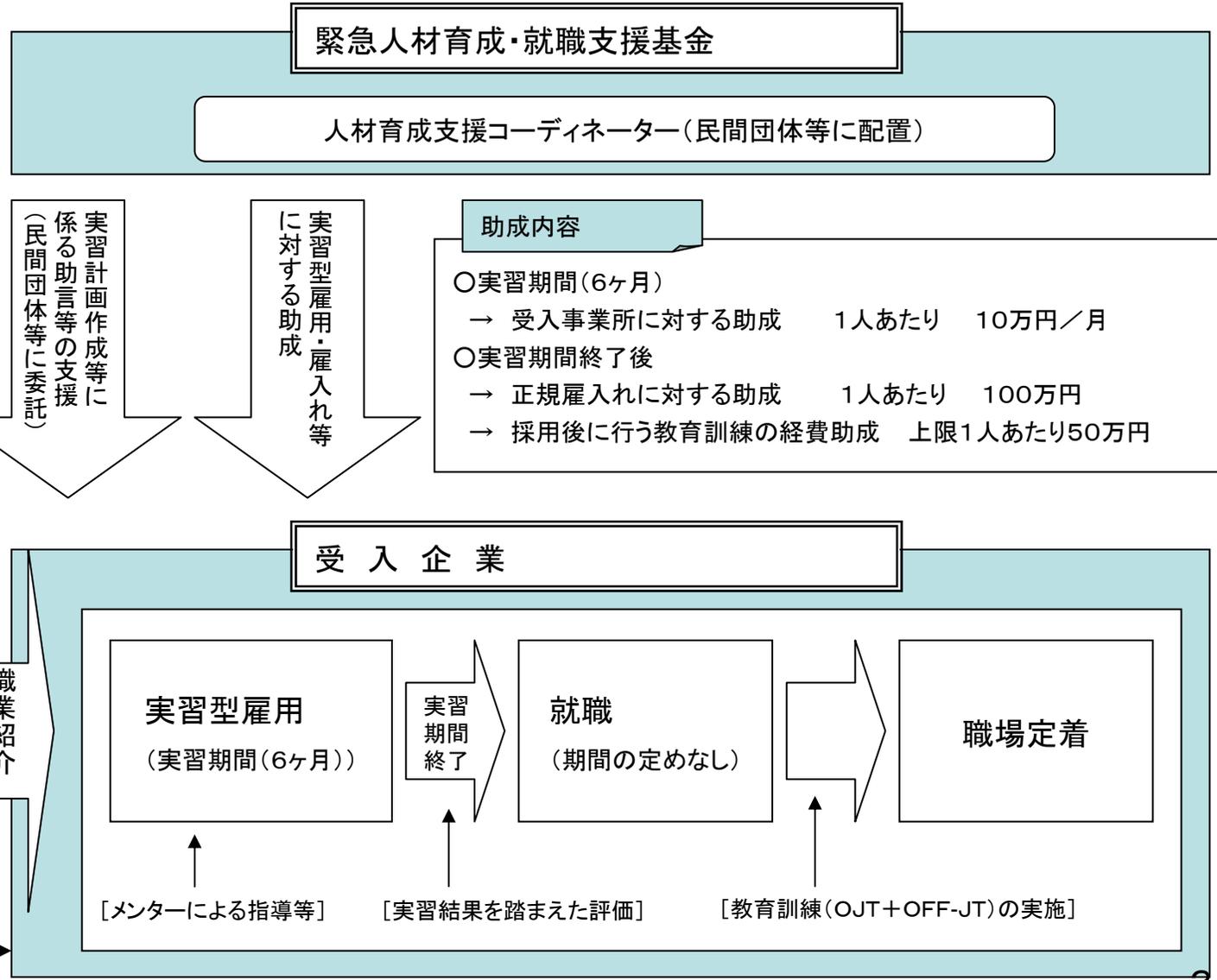
中小企業等雇用創出支援事業(実習型雇用)(案)の概要

新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し、実習型雇用・雇入れの支援を実施する。

Ex
製造業
 事業活動の縮小等を
 余儀なくされた事業主



【離職者等(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

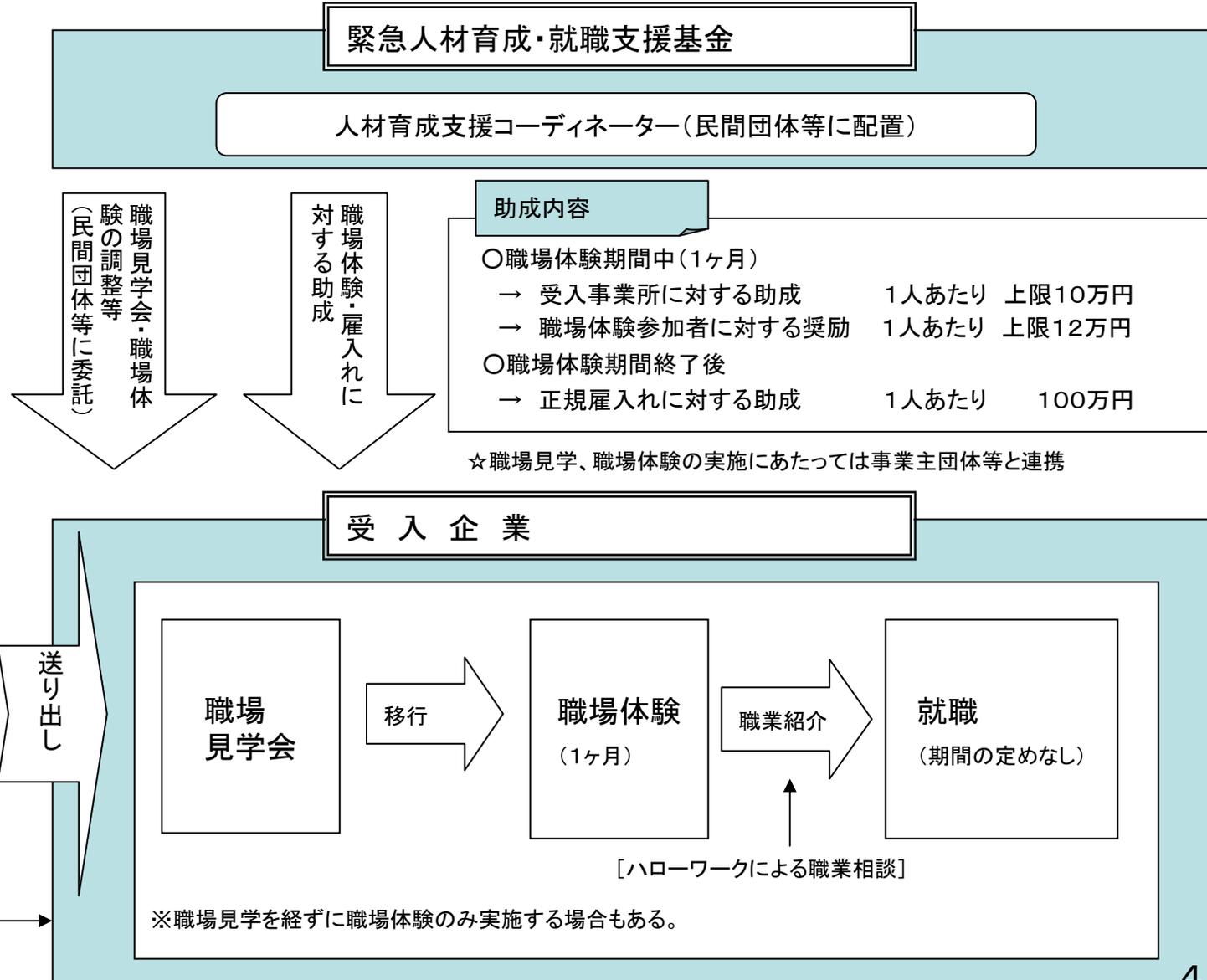
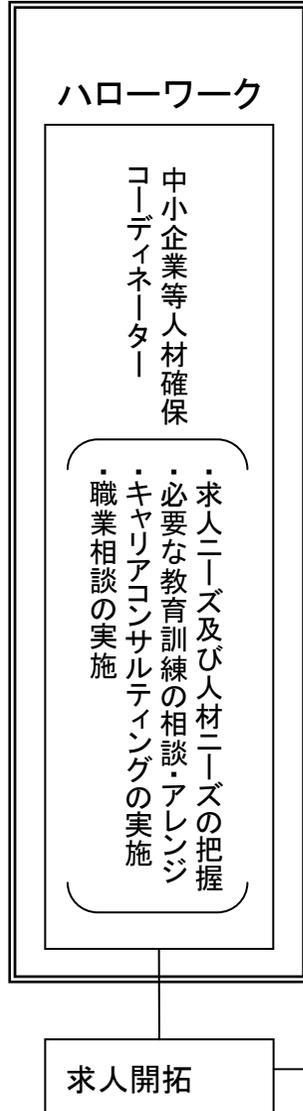


中小企業等雇用創出支援事業(職場体験型)(案)の概要

介護、ものづくり分野などにおいて、事業主団体等と連携し、職場見学・職場体験や雇入れの支援を実施する。

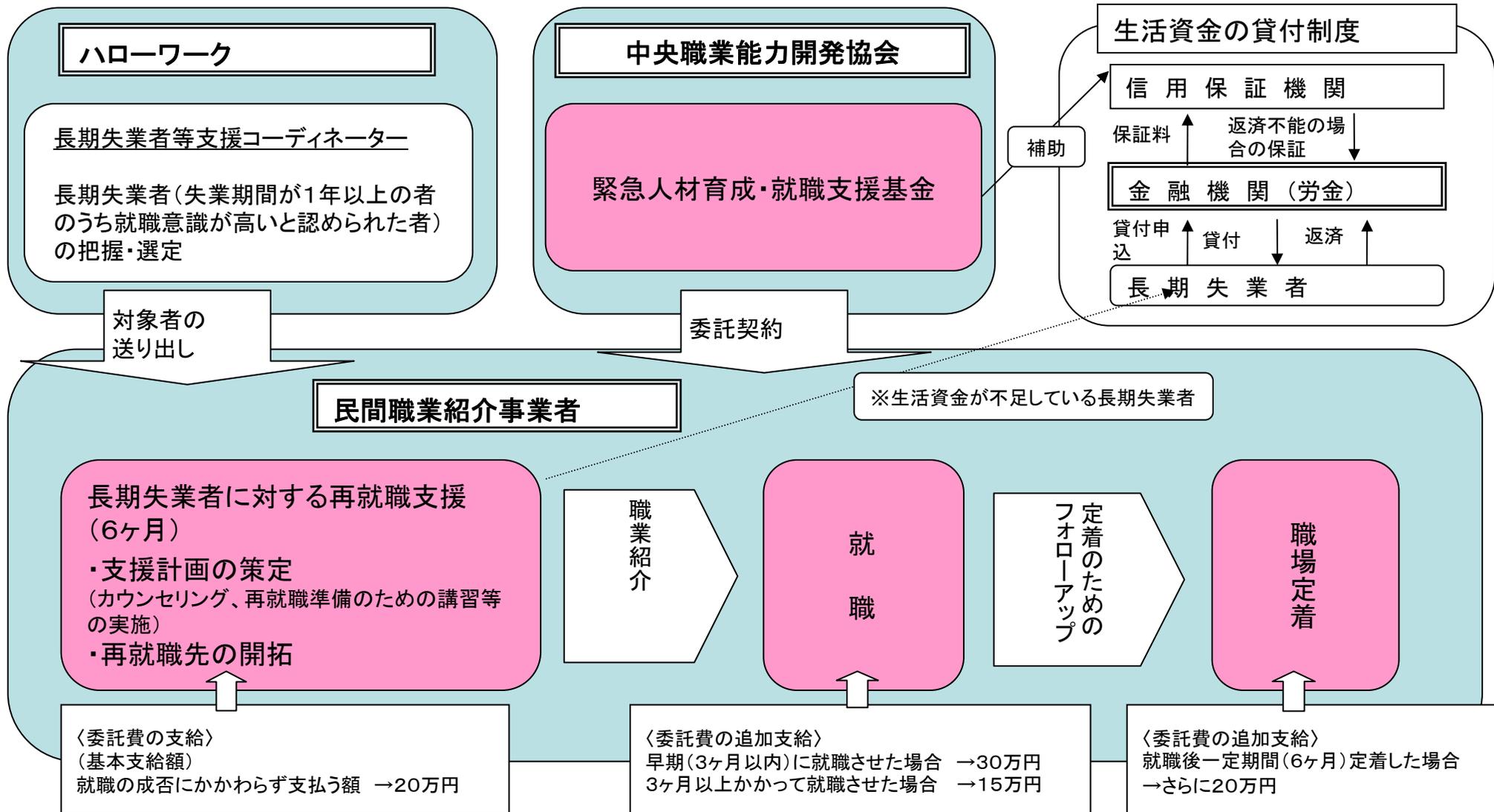
Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

【離職者等(雇止め等により離職した非正規労働者等)】



長期失業者等支援事業(長期失業者)(案)の概要

- 長期失業者(失業期間が1年以上の者のうち、就職意識が高いと認められる者)について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施する。
- 対象者が比較的多いと考えられる大都市圏等(14都道府県)において実施。



※実際の委託費の金額は入札により決定

長期失業者等支援事業(就職活動困難者)(案)の概要

- 住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施する。
- 対象者が比較的多いと考えられる大都市圏等(14都道府県)において実施。

ハローワーク

長期失業者等支援コーディネーター

就職活動困難者(住居や就職活動費がない等により就職活動が困難な者のうち、就職意識が高いと認められる者)の把握・選定

中央職業能力開発協会

緊急人材育成・就職支援基金

対象者の
送り出し

委託契約

民間職業紹介事業者

職業紹介

就職

定着のための
フォローアップ

職場定着

就職活動困難者に対する
再就職支援、生活支援(3ヶ月)

再就職支援

・カウンセリング、再就職準備のための講習等の受講

生活支援

・住居の提供、生活・就職活動費の支給

〈委託費の支給〉

(基本支給額)

就職の成否にかかわらず支払う額 →20万円

(実費相当額)

生活・就職活動費 →上限30万円

住居費用支援 →上限20万円

〈委託費の追加支給〉
就職させた場合 →20万円

〈委託費の追加支給〉
就職後一定期間(6ヶ月)定着した場合
→さらに20万円

(就職ができなかった場合)

生活に関する相談

※実際の委託費の金額は入札により決定